

平成 28 年 6 月 10 日

株主の皆様へ

会社名 阪和興業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 古川 弘成  
(コード：8078 東証第一部)  
問合せ先 経営企画室長 相澤 卓也  
(TEL. 03-3544-2000)

### 第 69 回定時株主総会第 3 号議案に関する補足説明

拝啓、平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、株主の皆様に対し、議決権行使助言会社である Institutional Shareholder Services, Inc. (以下「ISS」といいます。)が、平成 28 年 6 月 29 日に開催を予定しております当社第 69 回定時株主総会の第 3 号議案(監査役 3 名選任の件)の一部候補者につきまして、独立性が十分に確保されていないとして、反対推奨を行っているとの情報を入手いたしました。

つきましては、ISS が反対推奨に至ったと思われる要因に対する当社の見解について、下記の通り説明させていただきます。

株主の皆様におかれましては、当社定時株主総会招集ご通知及び本補足説明をご一読の上、ご判断くださいますようお願い申し上げます。

敬具

#### 記

#### 1. 第 3 号議案 監査役 3 名選任の件 監査役候補者 名出 康雄氏について

名出 康雄氏(以下、本項において「同氏」といいます。)は、大学卒業後、住友重機械工業株式会社にて勤務し、常務執行役員、専務執行役員を歴任、その後、住友重機械工業株式会社のグループ会社社長を務め、平成 24 年に退任しました。住友重機械工業グループにおける 41 年間の勤務経験の間、同氏は当社の事業に関与することはありませんでした。

また、同氏が勤務していた住友重機械工業株式会社と当社との間の取引関係は、平成 24 年度約 5 百万円、平成 25 年度約 23 百万円、平成 26 年度約 16 百万円、平成 27 年度約 2 百万円と当社売上高のそれぞれ 0.0004%、0.0016%、0.0011%、0.0002%とごく僅かであり、同氏は、当社に対し十分な独立性を有していると考えています。

平成 24 年に住友重機械ビジネスアソシエーツ株式会社の取締役を退任後、当社監査役として招聘した際には、当社としては、住友重機械工業株式会社で役員まで務めたそのメーカーでの豊富な実務経験に基づく視座から実効的な監査を期待できると考えることに加えて、経営管理上の見識に期待していたところ、同氏はその期待どおり、就任からこれまでの在任期間中に開催された 61 回の取締役会及び 67 回の監査役会のすべてに出席し、各議案に対してその知見や経験に基づき、国内外の投融資案件などにおける潜在的リスクに対する適切な指摘や、国内外の子会社などへの往査も積極的に担当し、業務監査を通じた経営管理上のアドバイスを行いました。

これらのことから、当社としては同氏が今後も独立した社外監査役として、適切にその職務を遂行していただけるものと考えています。

## 2. 第3号議案 監査役3名選任の件 監査役候補者 平形 光男氏について

平形 光男氏（以下、本項において「同氏」といいます。）は、株式会社みずほ銀行（旧 株式会社日本興業銀行、旧 株式会社みずほコーポレート銀行）の出身者であり、大学卒業後、平成 18 年 3 月まで勤務した後、同行常勤監査役、みずほ証券株式会社常務執行役員、東洋建設株式会社常勤監査役を経て、現在は東京ベイヒルトンホテル株式会社代表取締役社長を務めており、株式会社みずほ銀行の業務執行に携わらなくなってから、既に 10 年が経過しています。

同氏は、金融機関での勤務を通じて金融・財務面での専門的な知識を有することに加え、複数回の海外勤務を通じて国際業務にも精通しています。また、事業会社での経営者としての経験から、経営全般に関する知見も深いことから、グループ会社の実効的な統制管理や、アジアや北米への事業展開の強化を課題としている当社において、その経営判断、業務遂行状況を監査・監督するのに最適な人物であり、社外監査役として、適切にその職務を遂行していただけるものと考えています。

また、当社は、社外役員の独立性判断においては、東京証券取引所の「有価証券上場規程施行規則」や「上場管理等に関するガイドライン」を参照しており、同氏はその基準に適合していると考えています。

さて、ISS の議決権行使助言基準では、「会社のメインバンクや主要な借入先において勤務経験がある」場合に、独立性を満たしていないとされています。しかし、当社としては、コーポレートガバナンス・コード全 73 項目に係る対応方針として昨年 12 月 8 日に開示しました「コーポレートガバナンス・コードへの対応方針」の原則 4－9 にてお示しした独立社外取締役の独立性判断基準を社外監査役にも準用し、社外役員候補者が、当社の現状の経営課題に対し必要な専門性や経験を有しているとともに、その知見や視点が当社の経営にとって有益と判断されれば、外形的な独立性の判断に優先して社外役員として選任することを今後も排除しない方針であります。

当社では、株主の皆様と債権者である金融機関とを会社の利益配分をめぐる利益相反者として画一的に捉えるのではなく、いずれも当社の事業遂行をサポートして下さるステークホルダーと考えています。売買を通じて取引先の資金繰りを支援することは、商社の業態そのものの重要な機能の一つであり、多額の資金を調達する必要があることから、その機能を十分に発揮するためには、金融機関からの協力は必要不可欠です。そのため、安全性や安定性を重視する債権者としての視点からのご意見等も企業統治の有効性を高めるためには有益であり、それは株主の皆様にとっても、企業内容をより良くして企業価値を高めていくという目的においては、必ずしも相反するものではないと考えています。当社のこれまでの金融機関出身社外役員においては、その豊富な知識や経験からの的確な助言や指導、独自のソースからの課題の指摘などをいただいております。当社のリスクコントロール上も非常に有効であると考えています。

このように、社外役員の選任に際して、金融機関への勤務経験など形式的な事象のみをもって、候補者から排除することは、その者が有する経営実務や経営管理の知見を企業経営に活かすことを認めないことにつながり、却って企業と各ステークホルダー共通の利益を損なうものとも考えています。

株主の皆様におかれましては、当社の上記見解をご理解いただいた上、ご判断くださいますようお願い申し上げます。

以上